

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

【中小企業者の事業についての改善又は再生の為の支援を適切に行う為の体制の概要】

- ・当金庫は「地域密着型金融」への取組みとして既にライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化・事業価値を見極める融資をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底・地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献に取り組んでおります。
- ・中小企業の経営改善・事業再生支援としては、本部支援先と営業店支援先を選定し、本部または営業店が中心となり、且つ協力して経営改善計画書の策定から進捗状況のお手伝いまでの支援活動を実施しております。
- ・今回の金融円滑化にともない、支援先以外のお客様においても、当金庫が支援の必要性があると認識し且つ、お客様がご同意していただいた場合には支援活動を行うこととします。
- ・支援先の活動状況は金融円滑化管理部門を通じて、定期的に常勤役員会へ報告します。
- ・常勤役員会は活動状況の検証をし、必要に応じて金融円滑化管理部門を通じて指示します。
- ・職員のコンサルティング能力向上を図るため、研修等を行いお客様からの相談に対応できるよう職員の目利き力の向上に努めます。